

児童の権利の法制史的研究 (3)

—子ども的人間的発達と福祉権に関連して—

本間 真宏*, 保延 成子**

(平成10年9月30日受理)

A Study of the Rights of Child,

Law and System by the historical approach (3)

—Concerning with humanistic development the

Rights of welfare of child—

Masahiro HONMA and Shigeko HONOBE

(Received on September 30, 1998)

はじめに

私は生ける機械の改善に多大の時間と資本を費してきた。そして、ニュー・ラナーク工場で、このように支出された時間と金は、かかる改善がやっと始まったばかりであり、その有益な結果はやっと半分しか達せられていないにもかかわらず、現在すでに50%をこえる収益を生じているのであって、遠くから改善に費やされた元本と同額の利益を生み出すであろう¹⁾。

表記のテーマのもとに、私たちが共同研究をおこなったのは1992(平成4)年度の特別研究費によってであった。その成果は「児童の権利の法制史的研究」として、2年後に発表されている²⁾。私たちは同じテーマのもとで、そのサブテーマを「子ども的人間的発達と福祉権に関連して」として研究をすすめたのであった³⁾。

その後、私たちは長く懸案としてあった福祉研究室と卒業生を結ぶネットワークづくりについて考え、ひとつの試みとして雑誌「TKUジャーナル」を3冊ほど刊行した(なお第4号は1998年3月に刊行、送付した)。その間の状況については別の機会に発表している⁴⁾。そして今回、あらためて「子どもの権利」とそれをめぐる諸問題について考えてみようということになった。その最

初の作業が、さきの研究における前提条件とされているところを検討していただくことであった。さきの共同研究の代表者であった川瀬氏は研究視点(すなわち日本の近代化と子ども観、子どもの発達と教育へのアクセスと国家・社会体制、支配的思想構造との関係の特質などを分析するためのディメンション)を次の5点ほどにまとめた⁵⁾。

- (1) 学制(1872年)を初めとする明治の教育制度、教育内容と教育勅語、民法典制度と家族主義イデオロギーの成立・支配との関わり
- (2) “民本主義”と大正自由教育に観る子ども観と教育運動との関わり
- (3) 超国家主義イデオロギーと体制、その下での子ども観・子どもの教育・学校教育との関わり
- (4) 戦後民主主義と人権、子ども観、新教育論との関わり
- (5) 人権思想のコロラリーの拡大と子どもの権利の思想、教育権の思想の諸課題との関わり

これらを基礎に我が国近代化と子どもとの関わりを考えていかなくてはならない、という指摘については私たちが異論はない。そのうえで私たちが、これから研究をすすめていくために考えなくてはならない、次のような指摘があることをみておかななくてはならない。すなわち「単に社会福祉を現場で実践する運用側面からのみ捉えるのではなく、ことに現代においては、それを政策として実現する政策側面と同時に、その実践に立ちながら

* 社会福祉研究室

** 児童福祉第2研究室

も政策をすすめる、あるいは市民のあり方のなかで問題を探求しながら運動として展開していく⁶⁾というのが、それである。このことを私たちは「卒業生のネットワークづくり」という作業の中でも学んだところである(注4の文献および『TKUジャーナル』No.1・2・3を参照のこと)。

そのことをふまえ、さきの私たちの研究をふりかえてみると、やり残した部分や問題のさらなる原点とでもいうべき部分に気づくのである。私たちの、さきの作業は次の3点にまとめることができる。

- (1) 保育者養成と子どもの権利
- (2) 人間の権利について
- (3) 子どもの権利条約をめぐる

これらの項目でもって私たちは「子どもの人間的発達と福祉権との関わり」について論じられたと考えているわけではもちろんない。あらためて研究の原点にたつて考えてみよう、というのが本稿の目的とするところである。

戦後思想の転換

1945(昭和20)年8月の敗戦から今日まで「戦後思想は、日本社会の思想や夢を形作る、知識人の希望⁷⁾であったという指摘があった。

ベルリンの「壁」が崩壊したのは1989年11月であった。第二次大戦後の冷戦(東西対立)に終止符を打ったのは、ソビエト連邦の解体によってであった(1991年12月)。

「核」を背景とした米ソの対立は、いわゆる資本主義vs社会主義という経済対立、イデオロギーの対立などとして50年余り続いてきた。

資本主義の次が社会主義そして共産主義へというのがK・マルクスの「科学」的予言であった。しかしソ連邦の解体は、それを幻想であるとし、資本主義の優位性を示したもとして受けとめられている。果してそうであろうか。

戦後思想のなかで、社会主義がひとつの「理想」として大きな位置を占めてきたことはたしかである。しかしアメリカ民主主義⁸⁾、フェミニズム⁹⁾、ポストモダン¹⁰⁾、新保守主義¹¹⁾など、多くの思想が生まれては下火になっていくなかで「社会主義」として例外ではなかったのである。

ところで歴史としての社会主義を考えてみると、それは近代西欧の資本主義社会、市民社会の成立とともにう

まれた「ユートピア」思想であったとされる。トマス・モア、バブーフ、サン・シモン、オーウェン、カベールからマルクスまで、「万人の自由」と「平等」を一挙に実現しようとし、求めたのは「各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて」という理想の共同体であるとする。

しかし今「人類社会」の成立ということで新しい可能性を社会主義は示しているのではないか、というのである。要するに、ソ連の解体により、やっとマルクスの思想の可能性が読み直される時がきた、〈なぜなら〉マルクス主義はロシア革命後「政治の下女」になりさがり、体制弁護論として機能してきたからだというのである。

かくしてマルクスの「資本論」を構造主義¹²⁾の先駆としてとらえてみるのが、冷戦後の新思想かもしれない。なぜならマルクスは資本主義を否定しようとしたが、これまでのどのシステムよりも、それは優れていることは認めていたのだから。さらに資本主義が自分の呼び出した欲望をコントロールできないことを発見したマルクス。

しかしながら社会主義は、資本主義にとって代わる社会システムでなく、社会福祉のような資本主義の補助システムにすぎないことを知らなくてはならないという。

かくしてマルクス主義が、現実の運動として生きていけるとしたら、貧しい人・地域と豊かな人・地域との格差の拡大を是正する運動と結びつく場面においてではないかということになる。

次に「人間の権利」としての生存権を最も脅やかす貧困について考えてみることにしたい。

国際貧困根絶年¹³⁾の意味

国連は1996年を「国際貧困根絶年」とした。そして'97年から第一次貧困根絶の国連の10年として活動を開始した。その報告書では冒頭において次のような指摘をしている。

従来使用されてきた「所得貧困」に加えて新たに「人間貧困」という概念を導入し、世界の貧困問題をさまざまな角度から分析するとともに貧困の撲滅が可能であることを明らかにした上で、21世紀に向けた貧困撲滅のための具体的な提言を行っています。

各章のタイトルは次のようである。

- (1) 人間開発の視点に立った貧困：概念と測定
- (2) 進歩と後退

- (3) 変貌する世界で貧困の新しい波に抵抗する
- (4) グローバル化——貧困国と貧しい人々
- (5) 貧困撲滅のための政治

最後の章は「世界における人間貧困の撲滅——21世紀の課題」となっている。そこでは「最も重要な6つの行動」が、これまでの各章を要約しつつ述べられている。以下、みておくことにしたい¹⁴⁾。

1) 個人、家庭および地域社会の能力を強化し、みずからの生活および資源の管理能力を高めること。

2) ジェンダー平等を推進し、女性の能力を強化してまだ十分に発揮されていない活力と創造力を解放すること。ジェンダー平等を伴わない貧困の撲滅は不可能で、言葉の本来の意味としても矛盾する。主な優先項目は女性が教育および保健医療、雇用機会、土地および信用供与をそれぞれ公平に入手できるということと、家庭内暴力の阻止である。

3) 貧困者のための成長を促進すること。これを経済成長がきわめて遅い、あるいは停滞またはマイナスになっているおよそ100カ国の途上国および移行経済諸国で行う。年3%の1人当たり成長率を最低目標とすべきである。

4) 機会を奪うのではなく、広げるためにグローバル化の管理方法の改善の国別にまた国際的に推進すること。必要とされるのは、貧しく基盤の弱い国の市場参加、とくに農産物および繊維製品の輸出市場への参加を促すよりよい政策、より公平な規則および貿易条件である。雇用を創出することと「奈落への競争」を避けることを目標としなければならない。しかし、たとえ国際的な合意によって明示されていても、貧困の緩和を主眼とする国際行動は容易ではない。

5) 行動的な国家を確立し、貧困の撲滅および貧困者重視の成長を目標として広範な政治参加および協調が行いやすい環境づくりをすること。

貧困撲滅のための戦略では、何をなすべきかだけでなく、それを確実に実行する方法も重視しなければならない。そのためには、すべての人々による政治参加の促進、政府の自由な流れを出版、報道の自由の促進、それに政策立案および立法化の意思決定における地域団体とNGOの役割強化などの基本的な改革が必要である。貧困との闘いにおいて国家は動員する能力をどれくらい持っているか、また動員される能力がどれだけあるかが、国家

としての正当性と強さの基盤となっている。

- 6) 特殊な状況に応じた特殊な活動を通じて、最も貧しく弱い国の進歩を支援し、後退を阻止すること。

これらのことはきわめて当然のことであり、次の世紀時代にできるだけ早く実現させるべく人類に課せられたものといえよう。しかし、道は険しく難かしいことも確かである¹⁵⁾。それをふまえつつ、私たちはまず次のようなところから作業を進めていこうと思う。

アメリカにおける貧困問題¹⁶⁾

まず第二次大戦後におけるアメリカの状況についてみておこう。次のような指摘がある。

戦後世界資本主義は「黄金時代」といわれる。多くの国では、この間十分な企業利潤も確保されていた。三つの指標(国内総生産の成長率、平均失業率、利潤率)からも、世界資本主義は、この期間が最も繁栄した時代であったことがわかる¹⁷⁾。

1950年当時には、アメリカの工業生産は、世界の総工業生産の約60%という圧倒的比重を占めた(GNPでは1959年のOECD加盟国の合計のうち61%を占めていた)。(中略)アメリカでは産業復興の必要はなかったわけだが、戦後の経済成長が比較的順調で戦前を上回っていたことは、この国にとっても、黄金時代であった。

しかし、これを1920年代に比べると、血生ぐさい時代だった。1950年には朝鮮戦争がおき、のちには米中対決、核爆撃があやぶまれたし、1964年からは数年にわたって、ヴェトナムへの侵略戦争が行われ、またベルリンの封鎖開始からソ連との対立時代を迎えている。米本土に接近しているキューバで革命が勝利したのは1960年のことだった。したがって、軍事費の支出が異常に高まったのであった¹⁸⁾。

ケネディ大統領の暗殺後、ジョンソンは「貧困との闘い」を宣言する(1964.3)。しかし「貧困の再発見」とは、従来から存在していた貧困に、新たに気付いたというものであり、他方で「偉大な社会」の建設についていうことは自己矛盾というしかないであろう。

ケネディは1964年立法計画の主要な案件として「反貧

困計画」を構想していたが、それは徴兵不合格者が1/3に達していたからだといわれている¹⁹⁾。

ジョンソンは次のものを準備した。

- 1) メディケア——1965年、社会保障法の第18部として老人の貧困化防止の一助をなす。
- 2) メディケイド（医療扶助）——AFDCの対象者、65才以上の老人、身体障害者及び盲人、また食料キップは農業の過剰穀物対策として1930年代から実施されていたが、失業者、ボーダーライン対策となり、1970年には公的扶助245万人、その他177万人が受けているといわれる。

1970年ニクソン大統領はこれらの政策を引き継いでいく。これら二つの政策は失業対策という点では大したことはできなかったが、社会保障の改善点ではある程度の成果は上がったといわれている²⁰⁾。

レーガン大統領の任期は1981.1から1989.1までであった²¹⁾。その最後の年に「アメリカにおける貧困・忘れられた数百万人」という新聞報道をまとめたものが出された。それは次の5つに分類されている²²⁾。

- 1) 貧困と飢餓
- 2) ホームレスと住宅
- 3) 福祉・社会保障とメディケイド
- 4) 教育と貧困
- 5) 貧困家族

今日、アメリカにおける貧困要因のトップは「世帯主の稼ぎの低下」次いで「子供が世帯主又は妻となった」そして、「子ども」の出生が続いている。まさにマルサス主義は「不死鳥」なのである²³⁾。そして離婚の激増による母子世帯の貧困化である。現在、連邦などでは次のような政策を準備している。

- 1) SSI（補足的所得保障）
- 2) AFDC（扶養する児童をもつ家族への公的扶助）
- 3) 貧困者へのメディケイド
- 4) 極貧者への食料スタンプ
- 5) 州や自治体による一般扶助

このような歴史をふまえ、次に今日における状況を、6つのケースをみながら考えてみることにしたい。

貧困を克服するために——6つのケースから

朝日新聞（1998年5月28日付夕刊）はクリントン大統領が1年前に提唱した「社会福祉受給者が福祉に頼らず、自分で働くこと」を奨励する政策の効果について述べていた（囲み記事であり、どうもセクハラ疑惑や不正献金問題とのバランス上、載せたような感じがする）。それによると社会福祉受給者はクリントン政権の発足時より

520万人少ない890万人となった（全人口比3.3%）という。

これからみようとすると6つのケース²⁴⁾は何を語りかけているのか、どうすれば貧困の克服＝人権の保障が可能となるのか、次に考えてみることにしたい。

(1) S・Hケース

S・Hさんは、男性社会がつくっている「福祉のかあちゃん」になろうとしていた。

10月に彼女は、1時間に7ドル50セントを稼ぐ機械操作手の見習いとしての職を得た。彼女はちょうど福祉政策を改善する期間内に、その仕事をしていくことになる。彼女のホームタウンであるフィラデルフィア州のペンサコーラは、1994年に福祉を受ける必要がある人々に対して、その期間を2年間に制限したのである。昨年、福祉を受けることができなくなったアメリカの中で、そこは最初の場所であった。

Hさんは33歳、試行的なプログラムの成功例の1つとして歓迎された。州は、6ヶ月分の給料の半分と訓練費の全てを払った。しかし、補助金を使い果たすとすぐに彼女の幸運も尽きてしまった。

6月にHさんは、福祉訓練プログラムの最もありふれた理由のために解雇された。彼女は職を失ったのだ。彼女は訓練時間の23%を欠席した。Hさんは疲労と腰痛という健康上の問題によって長期に休まざるをえなかった。彼女は、9歳の娘が病気だったときに家にいなければならなかったと言う。

「私が結婚していれば、気分の悪いときでも行けたのに……」と彼女は言う。「もし君が男の仕事をしたいのなら、病気や子どもに関係なく、俺達がしているように仕事をしなければならない」ということであった。

今、Hさんは、キャリアをもった生き方をする、前にしていた仕事に戻っている。彼女は、福祉の給付金を受けずに1日40ドル稼ぎながら、ペンサコーラの海軍病院で郵便局を管理している。彼女は、地元短期大学でマニュファクチュアリング・テクノロジーの準学士号を得るために勉強を続けている。州は、それまでの2年間ヴァケーション・エデュケーションのための補助金を払ってくれている。

このようなプログラムのもとで、Hさんは、1ヶ月分の給付金が残されているだけである。彼女は、

州から子育てのための補助金と、別居している2番目の夫からの医療給付、そして最初の夫からは子どもの養育費を受け取っている。

「私は、本当はどこからもお金を受け取らなくてすんだと思う」と彼女は言う。「私が今住んでいる州の福祉政策のためにこのようなことになった。私は裏切られたと思っている」。

(2) L・Bケース

ちょうど職業訓練プログラムがアメリカ全体に広まったとき、L・Bさんは仕事がなく、福祉の援助を受けていた。

昨年、秋、彼女は3人目の子どもが妊娠6ヶ月でお腹の中にいて、本の卸売り店で注文をとる仕事を解雇された。しかし、12月に生まれた女の子には、Bさんと他の2人の子ども達が1982年から時々受けていた給付金を受ける資格がなかった。ヴァージニア州と他に17州で行われた社会福祉改革法のもとで、女性は、福祉の給付金を受けながら新たに生まれた子どもへの援助を受けることができなくなったからである。

その「family cap」制度は、38歳でヴァージニア州フォードの住民であるBさんに不利に働いた。しかし、社会福祉改革法のほかの部分、彼女を助けている。

福祉の援助を受けている者に対して、その父親から養育費を集めることに積極的な州のプログラムは、彼女のようなケースに対してよくなっている。彼女の15歳の娘の父親の居場所が分かり、父親であるということもはっきりしたのである。今、州は、父親から養育費を得ようとしているところである。

州による等しく厳しい労働プログラムによって彼女は、5月に15マイル離れたペータースブルグで、手早くできる料理を調理するというアルバイトを得た。そこで彼女は、1時間に5ドル50セントをもらい、週に3回深夜勤で働いている。夜中、子ども達の世話をしてくれる人は見つかりにくいので、彼女の娘が他の子ども達の世話をしている。

給料と政府からの扶助金が彼女を助けている。Bさんは、レストランで週に110ドル稼ぐ。そして彼女は、福祉の扶助金を月に265ドルと、プログラムのもとで、扶助金を得るために低所得の仕事をする

ような福祉の援助を必要としている人々のために、多くの州で使われている食料引き換え券を月に200ドル受け取っている。

「ずっと福祉の援助を受けないために、今、私がしていることを続けなければならない。求人票や履歴書を記入しながら、希望をもって、私は開かれた扉を見つけるつもりだ」と彼女は言う。

(3) R・Dケース

R・Dさんは、社会福祉のケースワーカーになりたいという夢を持っている。

30歳、カンザスシティに住むR・Dさんは、1年以内に、福祉の援助を受けることをやめ、福祉の援助を断ち切ろうとしている人々を助けるようになった。1996年の3月に、彼女はクライアントになった。1997年の3月には、彼女はケースワーカーになった。

このようなことは、2人の娘のうち最初の娘が産まれた1989年から、福祉の援助を受けたり受けなかったりしていた女性にとって、大変な飛躍だった。この8年間の彼女は、4回も福祉の援助を受けていた。その間、彼女は仕事を持ち、大学にも通った。

R・Dさんは、自分の「悪い選択」を詳しく話してくれた。一人の子どもは非嫡出子だった。もう一人は、結婚して生まれた子どもだが離婚した。

彼女は、どちらの父親からも養育費を得ることができなかった。

昨年、R・Dさんは、以前、福祉の援助を受けていた人々を雇った人に補助金が払われるというミズーリー・プログラムによって助けられた。彼女は、地元の公文書保管係の受付という職を得た。今年の3月、彼女は、父親の後を継ぎ、社会福祉のケースワーカーになった。

「私は休みを取りたくない」と彼女は誇らしげに言う。彼女は、カンザス・シティのプログラムに感謝している。それは、福祉の援助を受けている人々が、仕事を变えたいと思ったら、福祉の援助を受けなくてもよいようになる、職場での技術をクライアントに与えるというものだからである。

現在、彼女は、福祉を受けている人々に、福祉を受けることができなくなる時間の制限と、職場で打ち勝たなければならない障害について注意をうながしている。彼女の場合、教育費は月に420ドルかか

り、夏には700ドルかかる。彼女は車を持っていない。彼女は、職場へ行くのに、月に34ドルかけてバスに乗らなければならない。

しかし、一連の金額は、R・Dさんに有利になるようになっていて、彼女が福祉の援助を受けていたとき、現金と食料引き換え券を合わせて、月に607ドル受け取っていた。今の新しい仕事では、月に1,302ドルを生活費に使うことができる。家賃は350ドルである。

「私はかつて福祉の援助を受けていましたし、そのことについて説明することもできる」と彼女は、福祉のクライアントからケースワーカーになったことについて言う。「私たちは、私たちにたまたま起こったことでクライアントに対してシステムをよりわかりやすく説明することができるし、個人的な事柄についてもわかるつもりである。」

(4) L・Pケース

L・Pさんが、ペンシルヴェニア州のアレンタウンにある社会福祉事務所を10月に訪れたとき、ケースワーカー達は、新しい連邦法の2ヶ月後では彼女のケースは難しいものであることがわかった。

25歳の時に、彼女は高校を中退し、ここ7年間のうちほとんどの間、福祉の援助を受けてきた。彼女のもとには3人の子どもがいて、その子ども達の父親は異なり、他の州に住んでいて、養育費さえもほとんど払っていなかった。新しい法のもとでは、Pさんは職を得なければならなかったが、彼女は、子どもを世話する準備や車や現金もなかった。

10ヶ月を過ぎた頃から、彼女の生活はますます悪くなり、ただ悪いだけの生活になった。

彼女は今までに、7歳、5歳そして4歳の子どもたちと5ヶ月間過ごした。それは2ヶ所のホームレスの避難所と友人の家、そしてペンシルヴェニア州に近い祖母の家であった。

彼女は次のような問題を抱えて悩んでいた。すなわち仕事を探すこと、子どもの養育、住宅、高校教育などについて、彼女が“相互責任契約”と呼んでいたものが終了していたのである。

その結果、彼女は、住まいや食費、家族の世話をするのに頼りにしている扶助金をほとんど失った。それらは、月に282ドルの福祉の小切手と、月に322

ドルの食料引き換え券とメディケイド（医療扶助）などだった。

しかし、Pさんのケースワーカーは、彼女に何か行動に移すようにすすめ、現在、状況は好転している。彼女は、ペンシルヴェニア州のエマウスにある連邦が援助した家に引っ越し、そこで彼女の2人の子どもは、学校に通っている。彼女は、高等学校卒業と同等の資格を得た。彼女は、アレン・タウンの近くで、職業訓練プログラムの一環として、データ処理技術を学んでいる。

前進するように勇気づけ、ペナルティがあると脅すことによって、新しい社会福祉制度は、ちゅうちょしながらもPさんに生活を改善するように駆り立てたようだ。彼女の夢は大学に行き、メディカル・アシスタントになることだ。「私は、福祉の援助のもとから離れ、自分自身と子ども達のために自立し始めている」と彼女はいう。

(5) S・Sケース

社会福祉改革のもとでのS・Sさんの生活は、あまり変わっていないがよい知らせがある。

Sさんは56歳で、カリフォルニア州のロング・ビーチに住む、カンボジアからの身体障害のある難民である。新しい連邦法によって、身体障害者のための扶助金と食料引き換え券を6年間で240億ドル削減するという厳しい政策のなかで、50万人の合法的な移民者達が脅威にさらされた。しかし、そのような脅威に対して、移民者達のグループは議会に反対運動をするという努力をし、成功させた。議会とクリントン大統領は、Sさんの月々1,058ドルの扶助金の60%以上を占めている身体障害者扶助金は削減しないことに同意した。

市民ではないが合法の高齢及び身体障害のある移民者に支払うためのSSI（補足的保障所得）を続けるという決定は、Sさんの暮らしに大きな脅威になった。加えて、カリフォルニア州を含むほとんどの州は、合法的な移民者には基本的な扶助金を与えることを続けると決めた。

Sさんは、突然の発作と情動的な問題があり働くことができないと診断された。16歳で、高校生である彼女の娘も、働くことができない。彼らは、2つのベッドがおいてある1部屋しかない家に住み、扶

助金を使って生活している。扶助金がなくては「私は死んでしまうだろう」と彼女は3月に言った。

しかし、彼らに支払われる、月々107ドルの食料引き換え券は、州が変えない限り、今年の秋には削減される。「食料引き換え券がないなんて、私にとっては大きい損失だ」とSさんは言う。「もし、食料引き換え券を失えば(大きな)問題だが、私はどうしたらよいか分からない」

1つの解決策は、Sさんが市民権を得ることだ。

何千人という合法的な移民者は、扶助金を得るために市民権を得ている。Sさんは、必要とされている書類に記入し、言葉を学ぶためにカンボジアン・イングリッシュのテープを聞き、テストの準備をしている。

「私は、アメリカ国民になるつもりだ」と彼女は母国語で言う。「私は、カンボジアに帰ることはできない。私は、一生アメリカに住むつもりだ。」

(6) F・Wケース

F・Wさんにとって、これまでは急ぐ時間であり、待つ時間でもあった。

福祉の援助を受けながら約20年間過ごす。Wさんは50歳になっていて、昨年の秋、ケンタッキー州の職員に、職を探し始めるように忠告された。それで彼女は、家で日々、福祉の援助を受けている人々を訓練するルイズビリーのプログラムに申し込んだ。

そのプログラムは、すぐに2つの必要性を満たすために作られていた。福祉の援助を受けている女性は、職業訓練を受けて、最後に職を得ることになる。そして彼女たちは、働きに出かけようとしている福祉の援助を受けている他の女性が必要とする日々の世話をすることになる。

Wさんは2ヶ月間の職業訓練を引き続いて、2週間のコースをとった。彼女は保険に入り、自宅で6人の子どもまで、世話をすることを必要とする証明書が発行されるのを待っていた。しかし、彼女は、今、住んでいる公営アパートが適していないという理由で、証明書を受けられなかった。

今日、Wさんは、3人の子どものうち末っ子である娘の世話をし、「Early Childhood Today」という雑誌を読みながら、ぼんやりと床に座っている。彼女は、扶助金として月に225ドルと220ドルの食料

引き換え券及びメディケイドを受けている。彼女は養育費を全く受け取っていない。

彼女は、「日々の援助や様々なものを受け取ることによって中流の生活ができるようになった。しかし、州は間違ったことをしたように思える」とも言っている。

Wさんは高校を卒業し、短大でビジネスを学び、コンピュータの訓練を受け、秘書の仕事をしたこともあった。それでも仕事ができる見込みはない。家の外で働くためには、子どもの世話と車などの乗り物が必要だが、彼女は持っていない。

それで、Wさんは、福祉の援助を受け続け、5年という制限期間のうち、約1年が過ぎた。今のところ、社会福祉改革は、彼女を見捨ててしまった。

「長い時間が過ぎた」と彼女は言う。「私は、自分の能力を無駄にしている」のではないかと、と。

これらのケースには次のようなタイトルが付けられている。

- (1) 仕事を中断し、良い仕事についていた女性
- (2) 改革法はヴァージニア州の女性を傷つけたが助けもした
- (3) クライアントからケースワーカーになったカンザスシティの女性
- (4) 援助を受けている母親にとって変化のあった年
- (5) 自立への第一歩——社会復帰した母親
- (6) 働こうとしても条件が整っていないという母親

何れも「対象」が女性、母親であることは、アメリカにおける状況として、さきに述べたとおりである。国連提言の(2)におけるジェンダーの問題は先進国は今、他の国々はこれからであろうが、重く大きな課題であることを示しているといえよう。

おわりに

19世紀の初め、R・オーエンは次のように述べていた。それを現実のものとするべく、これまでになされてきた実践について再考してみることが、これからの課題なのではないかと思われる。

ニュー・ラナーク村のために考慮中の設備が今一つあり、この設備なくしては、全施設は不完全に終

るであろう。

それは、人々が老後の快適な生活と隠居所とを、自分自身の先見と慎重と勤勉とによって、自ら確保する手段である²⁵⁾。

註

- 1) R・Owen (楊井訳)「新社会観」岩波文庫 1970 p. 19 (原文は1816年に公刊されている)
- 2) 川瀬八洲夫「児童の権利の法制史的研究——子どもの生活・文化・教育との関わりにおいて——」東京家政大学研究紀要第35集所収 1994
- 3) 本間真宏・保延成子「児童の権利の法制史的研究——(2)——子どもの人間的発達と福祉権に関連して——」東京家政大学研究紀要第35集所収 1994
- 4) 本間真宏・三角同・保延成子「卒業生のネットワークづくり——福祉研究室の役割——」東京家政大学研究紀要第37集所収 1996
- 5) 注(2)の文献 p. 71～72
- 6) 一番ヶ瀬康子(編)「21世紀社会福祉学——人権・社会福祉・文化」有斐閣 1995 p. 362
- 7) 朝日新聞(夕刊)1997年8月4日付、以下の行論は、それに多くを負っている。
- 8) アメリカ民主主義——この点については多くのものがあるが、さしあたり次の指摘に注目したい。高橋史朗「歴史教育はこれでよいのか」東洋経済新報社 1997 p. 187
- 9) フェミニズム——さしあたり次のものを参照のこと。作田、井上(編)「命題コレクション社会学」筑摩書房 1986 p. 24～29
- 10) ポストモダン——森岡清美(他編)「新社会学辞典」有斐閣 1993
- 11) 新保守主義——見田宗介(他編)「社会学辞典」弘文堂 1998
- 12) 構造主義——北川隆吉(監修)「現代社会学辞典」有信堂 1984
- 13) UNDP: HUMAN DEVELOPMENT REPORT 1997 (「貧困と人間開発」国際協力出版会)、ちなみに1999年は日本などが要求していた「国際高齢者年」となっている。さらに同報告書が「子どもの権利条約」をいまだに比准していない国としてソマリアとアメリカを挙げていることに注目しなくてはならない。
- 14) 注(3)の文献 p. 133～137
- 15) 日本の対応については次のものを参照のこと。「総合社会福祉研究 第13号」総合社会福祉研究所 1998 p. 34～37
- 16) 藤本武「アメリカ資本主義貧困史」新日本出版社 1996 以下の行論は本書に多くを負っている。
- 17) 注(6)の文献 p. 421
- 18) 同 上 p. 422
- 19) 同 上 p. 493
- 20) 同 上 p. 501
- 21) 次のものを参照のこと(何れも岩波新書)。森嶋通夫「サッチャー時代のイギリス」1988 進藤榮一「アメリカ 黄昏の帝国」1994
- 22) 注(6)の文献 p. 683
- 23) 本間真宏「社会福祉論——愛・居場所・コミュニティ」相川書房 1998 p. 3
- 24) 6つのケースは次に掲載されていたものである。Monday, August 11. 1997・USA TODAY、なお下訳を饗庭加和(本学英文学専攻修士2年)さんにしていただいた。記して感謝する。
- 25) 注(1)の文献 p. 97～98